



追補 忠類村史

忠類村史

平成十三年から平成十八年閉村まで

合併までの七年

平成十一年八月忠類村は開村五十周年を盛大に祝い「開村の初心にかえり、明るく豊かで住みよい楽土の建設をめざす」と、二十一世紀に向けた村づくりの決意を表明した。このとき誰ひとりとして忠類村の閉村を想像した村民はいなかった。そのわずか七年後、忠類村は幕別町と合併し、新しい幕別町として再出発することになった。大樹村から分村して五十七年、忠類村はみずからの歴史に幕を引いたのである。

この七年間は、国が推進する「平成の大合併」の渦に巻き込まれ、村議会も村民も「合併か自立か」という究極の選択に悩み、そして苦渋の決断を下した時期であった。この間、忠類村はどのような歴史をたどったのか、本編を通して振り返ってみよう。

村政と村議会

開村五十周年を祝った二川邦男村長は二期八年で勇退し、平成十四年五月遠藤清一が無投票で第九代村長に就任した。遠藤村長が在任した三年九か月、村政は合併問題を中心に動いていたといっても過言ではない。

平成十三年八月の村議会議員選挙は、定数十に対して十三人が立候補する激戦の結果、現職八人、新人一人が当選した。八年ぶりの選挙戦となり、合併問題もからんで投票率は九十



合併問題について話し合う村づくり検討住民会議

三・九パーセントの高率を示した。

村議会は平成十七年三月、定数十を二減らし八に改定した。これは同年一月の幕別町・忠類村合併協議会で、議会議員の在任特例が認められたのを受け、歳出削減をはかるために村議みずから範を示したものであった。これによって忠類村議会は再び「全道一のミニ議会」となった。

この定数による村議選は、平成十七年八月二十八日実施されることになり、村では二十八年ぶりに合同演説会を開いたが、現職議員九名（一名欠員）のうち一名が立候補を取りやめたため、候補者八名が無投票で選出された。

村議会はこれまでの「議会だより」に加えて、平成十三年

忠類村史 平成13年 → 平成18年

十一月から議会情報や議員の日常活動を村民に知らせる「議
会かわら版」を毎月発行し、全戸配付を開始した。

第四期総合計画

「第三期総合計画」が平成十二年度に終了するため、村では十二年「第四期総合計画」の策定作業を開始した。住民意識調査や行政懇談会などを通じて住民の意見を聴取、同年八月各団体代表者のほか、総合計画策定では初めて一般村民十三人を加えた計五十七人の策定委員を委嘱、五部会に分れて検討を進めた。計画案は十三年二月答申され、村議会臨時会において承認された。「第四期総合計画」（十三年度～二十二年度）は十年後の目標人口を千八百人と想定、「大地に愛され緑輝くやすらぎのふるさと」をキャッチフレーズに、「新しい時代に対応した活力ある産業の村づくり」「創造性豊かな人と文化を育む村づくり」「健やかで思いやりある村づくり」「豊かな自然と共生した住み良い村づくり」「住民とともに歩む魅力あふれる村づくり」の五大綱からなる。このうち基幹産業である農業の振興策として雨水・融雪水対策による生産力の高い農地造成、新規就農者への農地取得支援などを盛り込んでいる。観光面ではナウマン象記念館、温泉などの既存施設活用を軸に高齢者や身障者が利用しやすい施設整備、村民生活面では上下水道の整備促進、緑化推進などを掲げた。このほかバランスシートの導入や政策評価の実施、組織見直しによる効率的な行政システムの確立などが提言されている。

緊縮財政

平成九年度の当初予算は、一般会計三十三億七百万円を計上し、過去最大規模の編成となった。しかし翌年度は一挙に十六・八パーセントの減額となり、それ以降も地方交付税の大幅な削減によつて毎年「緊縮型」の予算編成を強いられることになった。十七年度の一般会計は二十四億九千万円であり、九年度に比して二十五パーセントも減少している。

歳入の大きな割合を占める地方交付税は、国の財政構造改革により大幅な減額の傾向にあり、これに国・道の支出金、村債などを合わせた依存財源が七割を占める。自主財源は三割前後にとどまり、村税は一億二千万円台で推移し、歳入全体の四パーセントに過ぎない。平成十六年度に多少の改善が



役場執務風景



みられたが、これだけで歳入不足を解消できず、基金を取りくずして繰入金とする措置が続いた。そのため公営住宅の建替え計画が中断するなど、事業の遂行にも支障が出る状態であった。基金は数年を経ずして底をつき、赤字財政に転落することが予想され、これが忠類村を合併に走らせた要因であった。

行政評価の導入

行政が拡大し住民サービスが多様化する一方、地方交付税は平成十年度をピークに年々大幅に削減され、財政運営は厳しさを増すばかりであった。この対応策として、村では十三年度から行政評価を取り入れて各種事業の見直しをすることになった。十三年八月各担当課における一次評価が開始され、その評価内容を役場内の事務事業アセスメント委員会で審査し、住民代表からなる行政改革推進委員会の検討を経て、事業の廃止・縮小が十四年度から実施された。この事業の見直しにより経常経費約三千八百万円を削減した。翌十五年度は補助金を中心に見直し、経常経費約三千七百万円、臨時的経費約二億三千百万円の計二億六千八百万円の削減が実現した。

過疎化と定住促進事業

少子化・過疎化の進行によって、本村の人口は平成七年ついに二千人を割った。村はこの対策として、八年度から十年の期限立法として定住促進事業を実施し、結婚・出生祝金の支給、高校生等の就学奨励金の交付、また忠類村に定住する人や住宅を新築・増改築する人に対して奨励金を支給するなどの措置を講じた。この施策は金銭面で管内トップの充実ぶ

りであった。その結果、十三年三月末の人口は千八百五十八人となり、前年三月末に比べて二十五人増加し、過疎化に一定の歯止めがかかった。本村では十九年ぶりの人口増加であり、定住促進事業の一定の成果であった。

この定住促進事業は、行政評価の結果平成十五年度に事業内容を縮小し、十七年度をもって終了した。

生活環境の整備



忠類浄化センター

環境衛生施設の改善整備とともに浮上したのが下水道整備計画であった。平成四年市街地住民を対象にアンケートを実施、この結果をもとに六年度から「農業集落排水事業」による市街地全域の下水道整備事業に着手した。十二年度までの七か年継続事業で、総事業費は二十九億八百万円であった。

忠類村史 平成13年 → 平成18年

十一年下水処理施設として「忠類浄化センター」が完成した。村では水洗化工事に対する改造資金の貸付または補助金を支給して水洗化の完全実施に取り組み、市街地の処理区域内の全区域が十二年十月供用開始となり、処理区域内の一般家庭と公営住宅は十六年度までに五百八戸（八十九・六パーセント）が水洗化し、公共施設においても計画した二十四施設のすべてが十四年度までに完了した。

また農村地区の水洗化も平成十二年度から実施した「個別排水処理施設整備事業」によって十七年度までに七十一戸の合併処理浄化槽の設置が行われた。同事業による水洗化率は四十二・〇パーセントとなっている。

簡易水道整備事業では平成十一年度から新水源に切り替え、市街地の給水区域における整備が十六年度に完了した。

公営住宅については、平成九年度「再生マスタープラン」を策定して既存団地の再編と老朽化した住宅の建替えを実施した。十四年度までに計画の約七十パーセントの建替えを実現したが、財政状況が悪化したため当面建替えを見送り、十六年度に白銀団地五十二戸をサッシ窓に取り替えるなどの防寒対策を講じた。

農業の振興

昭和三十五年から平成十二年までの四十年間に農業人口は三分の一以下に減少し、少子高齢化の波は忠類村の農業にも深刻な問題を投げかけている。

村では平成九年に「農業活性化計画」を策定、農産物の輸入自由化、農業者の高齢化、後継者不足に対応して、生産コストの低減や安全で品質の良い農産物の生産、高い収益性の

確保を目的に、時代に即応した農業の方向と方策をまとめた。平成十二年の農家戸数は百十六戸、そのうち乳牛の飼養戸数は八十戸である。この数は昭和四十五年の四割に過ぎないが、乳牛は約二・五倍の七千頭が飼育され、牧野造成、営農改善によって多頭化が進んだことを示している。共栄牧場は平成十五、十六年度の道営草地整備事業で草地更新を行ったほか、道や国の事業を導入して生産基盤や生活環境の整備が実施されている。

最近では電子農法により生産した「ナウマンの里牛乳」の販売や、手作りチーズの販売など農家の意欲的な取り組みが目ざされている。

村内の百合根生産農家は四十戸、年間百トン前後を生産する。村独自の品種「月光」を開発し、技術や品質向上をはかり価格面では道内トップクラスとなっている。ジャガイモの



村営牧場



新種「インカのめざめ」が平成十四年から本村でも生産が開始されている。

物産センターでは百合根などのほか、手作りソーセージが販売され、ワサビアイスなど十種類のアイスクリームが人気を呼んでいる。

中山間地域総合整備事業

農業生産基盤の整備や農村生活環境整備をはかる道管中山間地域総合整備事業が平成十二年度からの五か年計画で実施された。これは道が主体で総事業費は二十億円、農業生産基盤の整備は国・道の補助が八十五パーセント、農村生活基盤整備・交流基盤整備などは七十七・五パーセントの補助があり、村の負担総額は約一億七千万円となっている。

生産基盤事業としては、東宝・元忠類に明渠排水路二か所（総延長八百七十九メートル）を新設、共栄地区などでは圃場整備（五十一・七ヘクタール）、暗渠排水（十五・六ヘクタール）が設けられた。

生活環境整備では、平成十三年度から始まった朝日、日和、協徳三地区の水道施設を一本化する「道管西部地区営農飲雑用水」による事業が十四年度に完了し、その後村単独による給水管設置工事を実施して、十五年十二月から七十一戸に給水を開始した。

中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の防止や環境整備の実施を目的に、農業の生産条件が不利な地域を支援するのが中山間地域等直接支払制度



コントラクターによる収穫作業

である。平成十二年度から草地十アール当たり千五百円の交付金が五年間支払われ、その二十パーセントは農業者に直接交付し、残り八十パーセントは共同取組活動に充当する。忠類村では農用地所有者百二十名が集落協定に同意し、交付金額は年間約四千五百九十五万円（国五十パーセント、道・村各二十五パーセント）、五年間で二億二千九百六万円となり、共同取組活動のために「コントラクター」「保全環境」「機能増進」の三部会を設置した。この事業の目玉であるコントラクター部会では事業費六千九百万円余をかけてトラクターやショベルローダー、自走式ハーベスターなどの農業用機械を購入し、十三年六月から牧草・サイレージ用とうもろこしの刈取作業を開始している。

忠類村史 平成13年 → 平成18年

BSE対策

平成十三年九月、国内で初めてBSE（牛海綿状脳症）の感染牛が見つかり、風評によって肉牛の市場価格は暴落、牛肉の販売も落ち込む事態となった。十勝管内の農業関連十二団体が十勝管内農業団体BSE対策本部を設置したのに続き、忠類村でも牛海綿状脳症対策協議会を設置して牛肉の消費拡大と安全性PRに取り組んだ。同協議会は村から五十万円の補助金を受け、十四年二月、JA忠類事務所前で牛肉の即売会を行ったのをはじめ、学校給食での牛肉提供などを実施した。

またJA忠類でも道農業団体BSE対策本部の「道産牛肉愛食運動事業」を活用して、組合員・準組合員を対象に牛肉セットの購入助成を行った。BSEにともなう村内の損失影響額は、平成十三年度下半期で一億七百万円に上ると推計されている。

育苗センターの運営

浦幌道有林管理センター忠類苗畑作業所が平成十二年度をもって廃止され、苗畑事業は忠類村が引き継ぐことになった。十二年度用地を取得し、翌年忠類村育苗センターを設立、村が事業主体となり、管理作業を忠類村森林組合に委託して運営を開始した。毎年アカエゾマツ・トドマツ三十五万本の出荷を目標にして、十四年度から苗木の販売を開始した。

幕別町との合併を機に、忠類村森林組合は平成十八年六月幕別町森林組合に編入合併し、翌年三月中核森林組合に認定

されている。

衛生問題

ごみの減量化を目指す忠類村は平成十六年度からごみの有料化を開始し、有料のごみ袋を販売した。「燃えるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」の三種の専用ごみ袋を販売し、「粗大ごみ」も有料にした。この結果、四月から十二月までの収集量は前年対比で三十七パーセント減少し、有料化の効果がはっきりと現れた。

南十勝三町村環境衛生施設組合が平成五年に建設した南十勝環境衛生センターは、国が定めたダイオキシン基準値が一立方メートル中八十ナノグラムから十ナノグラムと厳しくなることから、十三年六月から約六億円をかけて焼却炉の改修工事を実施した。同年九月に終了し、十月から焼却運転を再開したが、改修以前の五・七ナノグラムから〇・一二ナノグラムへと大幅な減少が確認されている。

子育て支援センターの開設

平成十三年、忠類保育所内に子育て支援センターを設置し、毎朝一時間の「無料開放保育」や「育児相談」に取り組んできた。十五年七月からは、通院や地域行事への参加など一時的に育児ができない保護者を手助けするため、専任職員一人を増員して、保育所に入所していない満二歳以上の子どもを対象とした「一時預かり保育」の受け入れを開始した。一時保育は平日の午前九時から午後四時まで、一日当たり六人まで受け付ける。利用者が増加したので、十六年度は専任職員





忠類保育所入所式

を二名体制にして充実をはかった。さらに同年七月からは一時保育の受け入れ対象を二歳以上から一歳六か月以上に引き下げて実施している。

「村は急速に進む少子化に対処するため、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりを目指し、平成十五年度に「忠類村次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施して子育て家庭の実態や意向を調査し、「次世代育成支援行動計画」（十七年度～二十一年度）を作成した。この計画では、保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもとに、「地域における子育ての支援」「郷土を愛し未来を担う子どもの教育環境づくり」など五つの基本目標を掲げている。保育所では同計画に基づき、十七年七月から保護者の希望により早朝保育や居残り・延長保育を実施している。

介護保険料の減免制度

村では平成十二年度に始まる介護保険制度に合わせ、ふれあいセンター福寿内に「忠類村居宅介護支援センター」を設置して、ケアプランの作成などのサービスを提供した。

村は介護保険料の徴収を控えた九月、低所得者の「生活費補助」の一環として、管内で初めて減免制度を導入した。所得区分が第一段階の老齢福祉年金受給者は保険料の三分の二を、第二段階で独居が高齢者のみの年収四十五万円以下の世帯は二分の一を村が助成する。サービス手数料は第一段階世帯が居宅サービスの全額、施設サービスは二分の一を助成、第二段階世帯は居宅サービスが二分の一、施設サービスは三分の一を助成する。平成十三年度からは対象となる第二段階の年収額を六十五万円に引き上げ、減免対象を拡大した。

観光とレジャー

忠類村の観光資源は、ナウマン象記念館を中核としてナウマン温泉アルコ236、ナウマン公園、パークゴルフ場、キャンプ場、白銀台スキー場などは地域経済に欠かせない観光資源であるが、観光客入込数や売上高は平成十年頃を境として減少傾向にある。

ナウマン象記念館の入館者はオープン以来、これまでに五十三万人を超えているが、近年は入館者が減少、財政評価による経費削減のため平成十四年度から三年間試行的に冬季休館したが、十七年度は通年開館を復活、入館者は約一万六千人となり、前年度より微増している。

忠類村史 平成13年 → 平成18年

ナウマン温泉アルコ236は、宿泊数は平成十年度の一万一千余人をピークに漸減し、十七年度の実績は六千六百余人と四十パーセント近く落ち込んでいる。また入浴客においても三十パーセント近く減少している。同温泉はレジオネラ菌対策を兼ねて、十五年大規模な施設改修を行い、わずかながら客数を増やしている。

平成五年にオープンした「道の駅」は間口が狭く集客に難点があり、老朽化が進んでいたため、「道の駅プロジェクト会議」の報告を受けて、十八年度事業費二億一千二百万円をかけて、ナウマン象記念館とナウマン温泉アルコ236の中間に新築した。

他地域との交流事業

埼玉県上尾市子ども会との交流は昭和五十年に始まった息の長い事業である。相互に子ども達が訪問し、交流を深めている。合併後もこの事業は幕別町の事業として引き継がれることになっている。

平成九年からは定住促進事業の一環として、村の補助金を受けて「ちゅうるいまるごと体験交流ツアー」が始まった。「忠類村をもっとよく知ってもらおう」という趣旨であった。上尾市の十八歳以上の市民を対象に、三泊四日の日程で村内の農家やナウマン温泉アルコ236に宿泊し、パークゴルフや酪農家見学、ジャガイモやトウモロコシ収穫などの農作業体験、砂金掘りや乗馬も体験した。十一年までの三年間に五十九名が参加している。三年間の予定であったが、十二年は対象を「道外在住者」に拡大し、二泊三日の日程で実施した。上尾市をはじめ神奈川県や関西方面から十六名（男性一名・



ちゅうるいまるごと体験交流ツアー

女性十五名）が参加した。

村は同事業とは別に平成十二年度からふるさと会員制度「ナウマンの里・ふるさとちゅうるい会」を創設して会員を募集した。会費は三年間千五百円で、会員にはナウマン温泉アルコ236の宿泊割引券、白銀台スキー場のリフト優待券、ナウマン象記念館の入館割引券の交付などの特典がある。十二年度の一年間で三百人を超す会員が登録されている。村では十二年十一月から会員向け情報誌「ナウマンの里から」を発行し、村の話題を全国に発信した。

平成十二年三月忠類村商工会がホームページを開設して特産品や観光情報、村の産業や生活環境、イベントなどを紹介したのに続き、村役場でも同年十二月公式ホームページ「のんびり忠類村」を開設した。ナウマン象に関するクイズを盛り込んだ「バーチャルナウマン象記念館」、村内観光情報を





北海道むらこん24

紹介する「おすすめスポット」、移住者にインタビューした「U・イーターン者にお聞きします」などが目玉であったが、幕別町との合併とともに閉鎖した。

平成十四年九月、第十六回の「北海道むらこん24」が忠類村で開催された。「むらこん」は全道二十四村の村長や村おこし担当者が一堂に会し、「心の過疎を吹き飛ばせ」をメインテーマに、共通の課題である過疎問題や地域振興、人材育成などを話し合う場であるが、この年は合併問題について意見が交換された。二日目は「むらこん」に合わせて例年より一か月早く「どんとこい村祭り」が開かれ、二十四村の特産品が販売された。

災害

平成十四年十月一日夜、台風二十一号が本道に上陸し、強力な風雨によって南十勝に大きな被害を出した。本村でも家屋の床下浸水、倉庫の倒壊、道路の決壊・停電の被害があったほか、強風による倒木被害は被害率三十八パーセントを超える面積が四百六十九ヘクタールにおよび、一億四千八百五十三万円の被害を受けた。

平成十五年九月二十六日の早期四時五十分頃、大地震が道東地域を中心に襲った。マグニチュードは八・〇、忠類村では震度六弱を観測した。五年の釧路沖地震（マグニチュード七・八）、翌六年の北海道東方沖地震（同八・一）からほぼ十年目の大地震であった。幸いに本村では人的被害はなかったが、一部地区の断水は翌日まで続いた。道路は村道晩成三号線、村道元忠晩成線をはじめ二十六路線六十九箇所で路面損壊があった。農家の牛舎・サイロなど被害額は推定千四百八十万円、商業施設でも陳列品や食器類の破損で被害額は推定六百万円に上った。

平成十六年九月八日、北海道を通過した台風十八号の強風により、サイレージ用とうもろこしが作付面積五ヘクタールに被害があった。牛舎・物置の屋根などが損壊するなど、農業被害の総額はおよそ四百五十万円に達した。

防災行政無線施設が老朽化して故障が多いので、平成十七年度にアナログ方式からデジタル方式に更新し、防災対策に万全を期している。

忠類村史 平成13年 → 平成18年

幕別町との合併

わたしたちの村、忠類村は平成十八年二月六日幕別町と合併し、新しい歴史の幕を開いた。一月二十五日コミュニティセンターにおいて挙行された忠類村閉村式では、来賓から「十勝唯一の市町村合併をぜひ成功させ、他の町村の手本となってほしい」という激励の祝辞が相次いだ。一月三十一日、村議会も閉鎖式を挙げ、最後の村議八名が議事堂に別れを告げた。

しかしこの議事堂は新たな役割を与えられた。村議会に代わり忠類の声を行政に反映させるため、町長の諮問機関として「忠類地域住民会議」が発足し、十五人の委員が二月から月一回のペースで旧議事堂に集まり、忠類地区の地域振興に

取り組むことになったのである。村の名は公式には消えたが、「ナウマンの里」の名は内外の人々の記憶に永遠にとどめられるに違いない。



忠類地域住民会議

